



TOHOKU
UNIVERSITY

東北大学
学生相談・特別支援センター
特別支援室

〒980-8576 仙台市青葉区川内41
TEL: 022-795-7696(直通) 内線:7696
FAX: 022-795-4950
MAIL: t-sien@ihe.tohoku.ac.jp
ホームページ: <http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>

本ガイドラインは、学生生活支援審議会の下で作成された
平成28年4月

障害のある
学生への
配慮に関する
ガイドライン

東北大学学生生活支援審議会
平成28年4月



この冊子は環境に配慮した
「大豆の印刷」により
印刷しております。



環境にやさしい植物性インク
「VEGETABLE OIL INK」で
印刷しております。



障 害 の あ る 学 生 へ の 配 慮 に 関 す る ガ イ ド ラ イ ン

目 次

- 02 ○はじめに
 - 03 ○障害のある学生への支援の基本方針
 - 03 ○障害のある学生への支援について
 - 04 ○障害のある学生全般に共通する配慮
 - 06 ●視覚障害のある学生への配慮
 - 08 ●聴覚障害のある学生への配慮
 - 10 ●肢体不自由のある学生への配慮
 - 12 ●病弱・虚弱の学生への配慮
 - 14 ●発達障害のある学生への配慮
 - 16 ●精神障害のある学生への配慮
 - 18 国立大学法人東北大学における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
 - 21 国立大学法人東北大学における障害を理由とする
差別の解消の推進に関する基本的考え方及び留意事項
 - 25 関連情報・学内の相談窓口
- 

はじめに

全国の大学・大学院において、障害のある学生、障害があることなどを理由に特別な配慮を必要とする学生の在籍数が年々増加する傾向にあります。本学においても、聴覚障害や身体障害のある学生はこれまでも在籍していましたが、発達障害、病弱・虚弱、精神障害のある学生が増えつつあり、支援体制の整備が強く求められています。

我が国は平成19年9月、国連の「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」に署名、平成26年1月に批准しました。平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が制定され平成28年4月1日より施行となっています。この法律では障害者への不当な差別的取扱いの禁止と障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止が盛り込まれており、官公庁や本学を含む国公立教育機関等においては、それが義務的規定とされています。

こうした動向を踏まえ、本学は平成26年4月に「学生相談・特別支援センター」を設置しました。現在、本学に在籍する障害のある学生への個別支援を行いつつ、全学的支援体制を整備しています。

大学・大学院における授業には教室での座学以外にも演習・実習・フィールドワークなど多様な形態があり、大学入学以前と大きく異なる状況に直面するため履修に伴う困難はより大きなものとなります。このため、大学に入学した障害のある学生が障害のない学生と同様に、授業を履修し単位を得て論文・研究を仕上げ卒業・修了に至るには、個々の状況に応じて合理的配慮が必要となります。

障害の特性等により適応上困難が生じる場面や度合いは異なり、学生のニーズも一人一人異なるため、支援のあり方も一律ではありません。また、教職員は学生からの要望のすべてに応えることができるとは限りません。

しかし、それぞれに応じた支援を検討・実践していくことが必要であり、そのためには、教職員だけでなく、学生全体の理解や支援もまた欠かせません。大学を構成するすべての教職員・学生の協力により、支援の充実が図られていくことが必要です。

本ガイドラインは、特別な配慮を必要とする学生に対する支援の基本的方針や、主な障害の特性やそれに応じた支援の具体例についてまとめたものです。ここで示す具体例については、実施に際して過重な負担が存在しないことを前提としています。また、支援の内容については一律に決められるものではなく、ここに記載した内容では対応に不十分なケースや、もっと別の方法が最適となるケースもあると思われます。その場合にも当該学生にとって最適となる対応を教職員と学生そして学生相談・特別支援センターや保健管理センター等の全学の学生支援担当部署が協力して見つけ出し、支援する事が大事なこととなります。

1 障害のある学生への支援の基本方針

- 1 支援については、学生からの申請（要請）に基づいて成長・自立の妨げにならない範囲で、障害の為に出来ない部分について行うものであり、それらなしに周囲の判断のみによって行わない。
- 2 授業を担当する特定の教員だけが個別に対応するのではなく、関係部局や事務職員も含め全学で支援する。
- 3 障害のある学生を一般学生と最初から区別することを前提とするのではなく、障害の度合いに応じた対応を行う。一般学生と同じ場で学習できるよう環境作りや配慮を行う。
- 4 成績評価に対し、障害のある学生の評価基準を下げる必要は無いが、視聴覚等に障害のある学生への情報伝達の方法や、出席できない場合への配慮、試験時間の配分など障害の度合いによって不利益を被ることがないように配慮を行う。
- 5 実験科目や実技科目においては、ケアできる環境（人材及び設備）を整備していくことは必要であるが、すぐには対応できない場合などには、状況を適宜考慮し、代替え履修項目を検討するなど、単位認定において障害のある学生の不利益とならないような方策を立てる。

2 障害のある学生への支援について

障害のある学生に対する支援内容は学生それぞれで異なるため、担当授業の履修者の中に該当する学生がいた場合は、学生が抱える困難や状況に応じて配慮することになります。また、授業中における支援については、その科目の担当教員が責任を持って実施することになりますが、障害のある学生からの申請に応じて学生相談・特別支援センター等の全学の学生支援担当部署、所属部局の学生支援対応関係者とも協力して支援を行うことになります。

3 障害のある学生全般に共通する配慮

1 授業全般に対しての配慮

授業や試験についての配慮の内容については、障害のある学生本人、学生の所属する部局と学生相談・特別支援センター等の全学の学生支援担当部署とで協議し、それを授業担当者に伝えます。配慮の内容については、学生の状態や授業の過程に応じて変更されることがあります。

2 授業に関する評価

障害のある学生における教育目標の達成度の評価方法については柔軟に行うことが大切ですが、教育目標や公平性を損なうような形で評価基準を変更したり、合格基準を下げたりすることではないことに留意する必要があります。

3 通常の授業に対しての配慮

① 授業への出席

通常の学生と同様に、授業を受けることが望まれます。ただし、学生によっては特別な配慮が必要な場合がありますので、その際には担当の先生のご協力をお願いします（例えば、体調や通院等の理由により授業に出られなかった場合に、代替えの日や課題等を準備する等）。

② 優先席の設置と利用

各教室の前側出入り口近傍に、優先席スペースを設けます。肢体不自由のある学生、聴覚障害で声が聞きとりにくい学生、適宜トイレや服薬を必要とする学生には優先席の利用をお勧めください（強制ではありません。利用するかどうかは当該学生の希望によりますが、授業進行上、やむを得ない場合は優先席を指定してください）。

③ 出席点に対する配慮

精神的な障害、心理的な状況等で出席できない学生について対応する場合は、学生相談・特別支援センター及び教務係から連絡があります。連絡を受けた後、欠席したことのみをもって学生に不利が生じないよう代替措置などの配慮を行います。

これは実習や実験・実技科目においても同様です。

4 試験に対する配慮

① 試験監督

障害のある学生が出席している授業を行っている教員が試験監督をする場合が多いのですが、もし異なる場合には試験監督者に対して、当該学生への配慮を指示する必要があります。

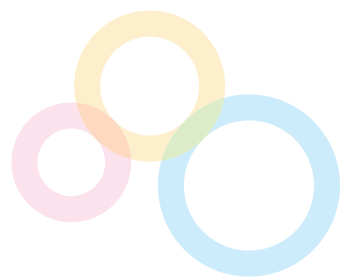
② 試験の開始と終了

視聴覚に障害のある学生をはじめとして、開始時と終了時が明確に分からない場合があるため、音声や板書・パネル等の利用によって「始め」や「やめ」の指示が正確に伝わるようにしてください。

③ 別室受験

例えば問題文の読み上げが必要となる、筆記に時間がかかる等の理由により他の学生と同室での受験が困難な学生に対しては、同時時間帯に別室で受験をする、時間を延長する等の対応が必要となります。その場合、学生相談・特別支援センターの協力を得ながら対応することも考えられます。





視覚障害のある学生への配慮



視覚障害とは

眼の機能には視力、視野、光覚、色覚などがあります。視覚障害とは、視力や視野に障害があり、生活に支障を来している状態をいいます。

全盲

見えない、またはほとんど見えない状態

弱視

眼の機能低下が原因で生活機能に困難を継続的に伴う状態
視力がおおむね0.3未満または視力以外の視機能障害が高度な場合

○視力以外の視機能障害

視野狭窄

視野の中心部分しか見えない(求心性視野狭窄)、
視野の中心部分が見えない(中心暗転)、視野の一部分しか見えない状態

光覚障害

まぶしさを非常に強く感じる、暗がりでも何も見えない状態

色盲／色弱

色がわからない、一部の色の知覚ができない又はしにくい状態



視覚障害のある人にとっての 学生生活上のつまずき・困難

私たちは五感のなかでも特に視覚からの情報を多く活用しながら生活しています。したがって視覚に障害のある方は修学、コミュニケーション、移動、日常生活動作など多くの場面でつまずきや困難を経験します。

読み取りの難しさ

学生便覧、教科書、プリント、板書、スライド、試験問題等

座学以外の場面

機器の操作、観察、記録、体育実技等への参加等

コミュニケーション

メール、インターネット、ボディランゲージ、指示語理解等

移動場面

点字ブロックがない、点字ブロック上に自転車等の物が置かれている、
点字ブロック周辺に段差がある、案内表示がわからない場所の移動等



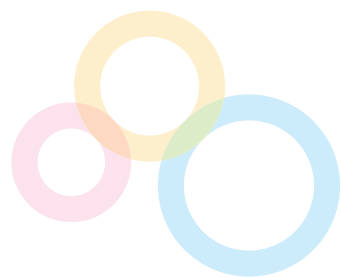
視覚障害のある人への支援

視覚障害のある学生の主な支援ニーズは、

①文字情報へのアクセスに関すること、および②環境把握と移動に関することの2点であるといえます。

《配慮の具体例》

場面	道具的支援	人的配慮・支援	環境整備	その他
修学	●使用する教科書、参考書など書誌情報を早めに提供 ●電子テキストデータの事前提供 ●ルーペ、拡大読書器の使用 ●個人用照明器具の使用 ●遮光メガネの使用、資料の白黒反転 ●教科書等の点字化や拡大	●指示語をなるべく使わないで具体的に説明 ●棒グラフ、円グラフなど境界線を入れる、凡例を書き込む ●スライドで用いる色の種類を極力少なくし、明確に異なる色を使用する色のみに頼った表現を避ける ●対面朗読	●チョークは白と黄色を中心に用意 ●レーザーポインタは緑のものを用意 ●優先座席の確保	●テキストデータ化の体制づくり ●テキストデータ化、対面朗読等の支援者配置
体育実技		●指示を具体的に与える ●TAの配置		●参加が難しい種目については他に振り替える
実験		●重要な情報を事前に提供 ●TAの配置		
試験	●問題の点字化や拡大 ●PCなど必要機器の持ち込みと使用の許可	●問題の読み上げ	●別室受験	●試験時間の延長
移動	●白杖使用	●移動介助	●必要な点字ブロックの敷設 ●点字や拡大文字による表示	●介助者の確保



聴覚障害のある学生への配慮



聴覚障害とは

音を聞く、または感じる経路に何らかの障害があるために、話し言葉や周囲の音が聞こえにくい、あるいは聞こえない状態のことをいいます。

聴力の程度だけではなく耳のどの部位に障害があるかによっても音の聞こえ方が大きく異なります。人によっては、音がゆがんだり途切れて聞こえるために補聴器を用いてもはっきり聞こえない場合もあります。



聴覚障害のある人にとっての 学生生活上のつまずき・困難

○聴覚障害の程度と修学上の困難さ

軽度難聴	固有名詞や専門用語の聞き間違いがある
中等度難聴	集団での会話や放送・映像音声、グループ討議等で正確に情報を把握することが難しい ※程度が軽い場合でも機器(マイク、ビデオ、CD等)を通した音声は聞こえにくいことがあります
重度難聴	大きな声での会話でも聞きとりにくく、授業全般に不便が多くなるため、補聴器に加え視覚を活用した支援が必要
ろう	耳元での大きな声ですら聞きとりにくく、視覚を活用した支援が不可欠となる

○コミュニケーション上の困難さ

友人との会話や
ディスカッションに
ついていけない

聞こえないことを
周囲に伝えられない

何度も聞き返せず、
つい分かったふりをする

見た目ではわかりにくい障害であるからこそ、一人だけで困難さを抱えてしまうことがあり、結果的に周囲から孤立してしまう学生がいます。周囲の理解と協力が大きな支えとなります。



聴覚障害のある人への支援

聴覚障害のある学生の多くは、様々な形式の授業(語学、実技、演習、討論、ゼミ、実験)や試験に何らかの困難を抱えています。そのために、状況に合わせた様々な支援手段を用いて、情報を代替したり補ったりして伝えることが重要となります。

・ 情報を代替して伝える手段

音声情報を手話や文字などの代替手段を利用して伝えることを「情報保障」といいます。情報保障者(情報保障を担う者)が手書きやパソコンにより音声を文字化して視覚的に情報を伝えます。一般的に手書きノートテイク、パソコンノートテイク等と呼ばれています。

・ 聞こえを補う手段

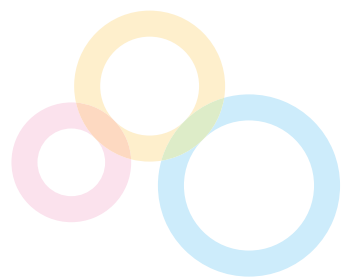
補聴器、人工内耳のほかに、FM補聴器とFM送信機の組合せによる補聴システム等があります。

・ その他

板書を増やす、レジュメを配布する、明瞭に話すことも聴覚障害学生が情報を得る際の助けとなります。

道具的支援	人的配慮・支援	環境整備	その他
●配布資料を準備する ●FM補聴システムの導入	●手書きノートテイク ●パソコンノートテイク ●手話通訳 ●TAの配置	●座席配慮 ●非常ベルや火災警報、 校内放送の 視覚化文字配信化	●板書を増やす ●明瞭に話す ●口元が見えるように話す

学生の中には、周囲に知られたくない、先生方に迷惑をかけたくないという思いから支援を受けることに消極になっている人もいます。上記にあげた支援手段以外にも、個々の状態を考慮しながら適切な対応を考えていくことが求められます。



肢体不自由のある学生への配慮



肢体不自由とは

四肢(手と腕、足と脚)や体幹(胴体)が病気やケガで損なわれ、永続的に、日常生活動作が困難な状態にあることを肢体不自由と呼びます。状態像やニーズは障害を受けた部位や程度によってかなり個人差があります。

ポイントを次のように整理できます

- 1 生活や学習に関する動作(運動や姿勢)が困難であること。
- 2 様々な程度の困難があること。
- 3 実態の把握にあたっては、支援などによって困難がどの程度軽減されるのかという観点が重要であること。
- 4 様々な身体部位における困難があること。
- 5 様々な医学的原因があること。



肢体不自由のある人にとっての 学生生活上のつまずき・困難

上肢障害

ものを持つこと、ものを持つ手に力を入れること、ノートを取る、機器の操作、体育実技、図書館利用、資料整理、ドアの開閉、食事等

下肢障害

杖、義肢等補装具の利用者

傾斜や段差の移動、教室内の移動、教室間の移動、体育実技、図書館等の施設利用、交通機関の利用等

車椅子利用者

傾斜や段差の移動、ドアの開閉、教室の入退室、教室内の移動、教室間の移動、エレベーター利用、トイレ利用、体育実技、図書館等の施設利用、食堂への移動、交通機関の利用等

全身性障害

上肢障害および下肢障害のつまずき・困難のほか
嚥下(飲み込み)、喀痰(痰を出す)、摂食、発語、呼吸、体温調節等

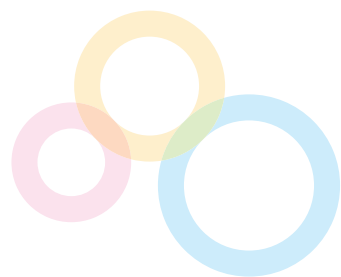


肢体不自由のある人への支援

肢体不自由は外見的にわかりやすい障害に捉えられますが、たとえば上肢はあるのに力が入らない、歩けるが長距離移動は困難など、かえってわかりにくいこともあります。具体的な困難やニーズは学生本人と丁寧に確認していく必要があります。

《配慮の具体例》

場面	道具的支援	人的配慮・支援	環境整備	その他
修学	●専用の机・椅子の設置 ●紙の取り扱いが難しい場合、レジュメ・資料を事前送付	●書き取りが困難な場合、ポイントテイク、ノートテイクによる支援	●優先座席の確保 ●移動しやすい教室への変更 ●授業中の移動を少なくする	●移動に伴う遅刻への配慮 ●提出物の提出期間に余裕をもたせる ●支援者の確保、養成
体育実技				●参加内容、評価方法の調整・変更
実験	●実験机の高さ等の調整		●動線の確保 ●機器を使用しやすい状況づくり	●グループ内の役割分担への配慮
試験	●PCによる回答、口述筆記等の許可		●別室受験	●試験時間の延長
移動	●車いす、杖の利用	●移動介助	●駐車場の確保 ●自動ドアの設置 ●傾斜を緩やかにする	●介助者の確保



病弱・虚弱の学生への配慮



病弱・虚弱とは

慢性的な呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患や身体虚弱の状態が長期間にわたり継続し（継続する見込みがあり）、医療や生活規制が必要となるものです。

主な疾患

てんかん

気管支喘息

アトピー性皮膚炎

食物アレルギー

ネフローゼ症候群・慢性腎疾患

インスリン依存性糖尿病

悪性新生物（悪性腫瘍）等



病弱・虚弱の人にとっての 学生生活上のつまずき・困難

外見上は健康な学生と区別がつかないかもしれませんが、継続的な通院や服薬などの治療を必要とし、治療を受けていても発作が起きたり体調不良になったりすることもあります。

学生本人は大学内で同じ状況にある人と出会う機会がなく、共感しあえる人がいないため心理的に孤独を感じやすいことがあります。また、発作や通院などで授業を休むときや欠席が続いたときなど、周囲の理解や対応について不安が高まることもあるようです。

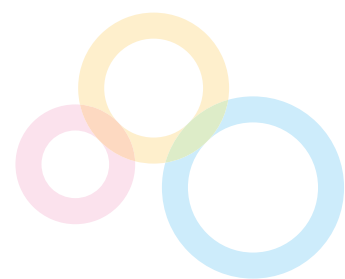


病弱・虚弱のある人への支援

通院や体調によって、やむなく授業等を休むことがあります。医療機関によっては受診の曜日や時間帯が決まっていたり、体調や治療方針によって頻度が変わることもあります。怠学ではなく、やむを得ず欠席しなければならない状況にあることに配慮が必要となります。緊急時の対応マニュアルを作成しておくことが必要な場合もあります。

《配慮の具体例》

場面	道具的支援	人的配慮・支援	環境整備	その他
入学まで		●関係者による病気の理解の共有		●受け入れ体制の整備
修学		●書き取りが困難な場合、ポイントテイク、ノートテイクによる支援	●移動の負担が少ない教室への変更	●代替授業、課題などの検討 ●検診や通院による欠席への配慮 ●支援者の確保、養成
実技・実験				●参加内容、評価方法の調整・変更
試験	●杖や車いすなどの使用許可	●介助者の配置	●別室受験 ●室温調整	●試験時間の延長



発達障害のある学生への配慮

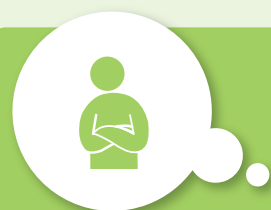


発達障害とは

中枢神経系の障害のため、生後早期から認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏りや問題を生じ、生活にさまざまな困難をきたす障害。

次のような特徴があげられます。

- 身体障害などよりも、障害による問題であると見た目ではわかりにくい
- どこまでが障害でどこからが個性や能力の問題なのか区別がつきにくい
- 問題が起きたとき、本人の「気持ち」「努力不足」の問題と誤解されやすい
- 障害があるのかどうか周囲あるいは学生本人にも自覚しづらい
- 同じ発達障害でも問題の表れ方が一人ひとり異なる



発達障害のある人にとっての 学生生活上のつまずき・困難

同じ発達障害でも環境によって表れ方が異なりますが、自閉症スペクトラム障害(ASD)や注意欠如多動性障害(ADHD)など、おもな発達障害には一般的に次のような困難さがみられます。

自閉症スペクトラム障害(ASD)

社会的状況に相応しい振る舞いが苦手、相手の気持ちを察したり読み取ったりすることが苦手、会話が一方的、急な予定変更などの変化に弱い、こだわりが強い

注意欠如多動性障害(ADHD)

提出物の遅れ、遅刻が多い、不注意なミスが多い、複数の課題をこなせない、落ち着きがない、待てない、衝動的な言動を起こす

学習障害(LD)

読む、書く、計算する能力のいずれかの習得・使用に著しい困難がある

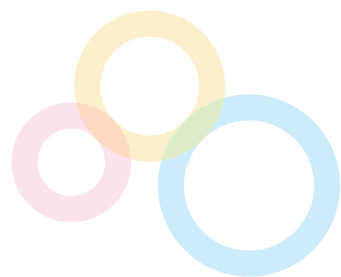


発達障害のある人への支援

発達障害の場合、学生のニーズが多様で診断名だけでは配慮内容が決まらないことも多くあります。診断名ではなく、その学生の苦手なこと、得意なことに応じた支援を考えていく必要があります。

《配慮の具体例》

場面	つまずき・困難	配慮・対応
履修登録	●履修計画が立てられない ●自分に適した授業が選択できない(授業内容、形式、評価方法など)	●履修計画、登録の支援 ●シラバス内容の具体化
修学	●話を聞きながらノートを取るのが困難 ●決まった席でなければ座れない ●質問に答えられない ●自分の意見を言えない、言い過ぎる ●急なスケジュール変更に対応できない ●課題や卒論のテーマが決められない ●周囲との対人関係に問題が生じる ●実験の手順を理解できない ●レポートをまとめられない	●授業内容の録音許可、詳しい配布資料の準備 ●座席への配慮(座席指定) ●具体的な質問をする ●議論のルールの明確化、共有 ●事前の伝達方法の工夫 ●担当教員による綿密な相談 ●本人への助言、周囲への説明 ●わかりやすい手順説明書の作成、配布 ●具体的な進め方についての個別の指導
成績評価	●文字の読み書きが困難 ●期限までにレポートを提出できない ●試験日時、会場、レポート提出日を間違える。指示を聞き違える	●試験方法の検討 ●時間管理等の指導、提出期限の延長 ●個別注意喚起、伝達
試験	●集団のなかで落ち着いて試験が受けられない ●文字を読む、書くのが困難	●別室受験 ●試験時間の延長
学生生活	●対人関係に問題が生じる ●サークルなどで問題が生じる ●自分の障害を理解できない ●パニックを起こすことがある	●本人への助言 ●専門機関・部署との連携



精神障害のある学生への配慮



精神障害とは

何らかの精神疾患を有するため、症状が残っていたり心身機能がうまく働かなかったりするといった、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあることを指します。

精神疾患には、様々なものがありますが、ここでは、大学生が罹患しやすく、かつ、支援の対象となる可能性が高いものを取り上げます。それ以外の精神疾患についても、支援の対象となる場合があります。

【主な精神疾患および症状】

統合失調症	幻覚、妄想、不眠、思考の乱れ、情動不安定、活動性低下、感情の平板化など
うつ病	気分の落ち込み、不安、焦燥、不眠、意欲低下、食欲不振、悲観的傾向、何をしても楽しめないなど
そううつ病	うつ症状と、躁の症状(気分高揚、万能感、多弁、多動、注意散漫等)を繰り返す
パニック障害	突発的な強い不安、動悸、呼吸困難、手足のしびれ、めまいなど
強迫性障害	強迫観念(体が汚れているのではないかと、誰かに危害を加えたのではないかと等と気になる)、強迫行為(確認や手洗いを繰り返す)

精神疾患はその症状の内容や重さが、疾患によっても、個人によっても、治療経過によっても異なり、また、環境要因によっても変動することがあります。そのことをまず、理解しておくことが重要です。



精神障害のある人にとっての 学生生活上のつまずき・困難

症状の内容や程度が様々であるため個別性が高いですが、大きくいえば次のようなつまずきや困難があるといえます。

●つまずきや困難の具体例

地元から遠く離れて入学する場合、主治医を変更しなくてはならない。薬の調整に時間がかかり、その間副作用で睡眠や注意力に影響が出る。人前で話す場面で非常に緊張する。身体症状で具合が悪くなっても、疾患のことを説明しづらい。周囲から障害として理解されにくい。通院や症状のため欠席が多くなる等



精神障害のある人への支援

症状によっては休学が必要となる学生もあれば、治療を受けつつ学業に取り組む学生もあります。精神障害の場合、疾患や病状によっては学期を通じて体調を維持することが課題となります。始めは意欲的に履修科目を多めに選ぶ学生がいますが、ゆとりある履修計画となるようサポートが必要です。

病状や服薬している薬の影響により、注意力や集中力が低下する場合があるので、危険物質や有害な薬品などを扱う場合は、指導担当者や TA らと情報を共有し、可能な範囲で協力してもらうということも必要になります。

支援内容が合理的であるためには、学生自身が病状を理解したうえで支援を要望し、さらに教職員が学生とコミュニケーションをとり、病状の変化に留意しながら適切な支援内容を調整することが重要です。

《配慮の具体例》

場面	つまずき・困難	配慮・対応
修学	●遅刻、欠席が多い ●座席によっては不安や緊張が強まる ●教室を(頻繁に)出入りする可能性がある ●緊張等のため自分の意見が言えない ●急なスケジュール変更に対応できない ●授業中一時的に病状不安定になる ●周囲との対人関係に問題が生じる ●期限までにレポートを提出できない	●代替方法による受講、履修の見直し ●座席への配慮(座席指定) ●発言を求めず、事後に課題や指導の対応 ●事前の伝達方法の工夫 ●頓服薬の使用許可 ●本人への助言、周囲への説明 ●提出期限の延長
試験	●集団のなかで試験が受けられない ●教室を(頻繁に)出入りする可能性がある ●頓服薬を使用する ●病状のために受けられなかった	●別室受験 ●座席への配慮(座席指定) ●服薬と飲水の許可 ●再試験あるいは代替方法による評価
学生生活	●休息が必要 ●対人関係に問題が生じる ●サークルなどで問題が生じる ●パニックを起こすことがある	●休養室の提供 ●本人への助言 ●専門機関・部署との連携

国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

(平成28年3月23日
規第38号)

目次	第1章 総則(第1条―第4条)
	第2章 障害を理由とする差別の解消の推進体制(第5条―第8条)
	第3章 障害者差別解消推進委員会(第9条―第16条)
	第4章 相談体制(第17条―第20条)
	第5章 教育研修(第21条)
	第6章 雑則(第22条・第23条)
	附則

第1章 総則
目的
第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、国立大学法人東北大学(以下「 本学 」という。)の職員が、教育研究その他本学が行う活動全般に参加する全ての障害者に対し適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。
定義
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。)がある者であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 三 不当な差別的取扱い 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を行うことその他の正当な理由なく、障害を理由として教育研究その他本学が行う活動全般に参加する障害者に機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所若しくは時間帯などを制限すること若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付けることをいう。 四 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。 五 部局 総長室、各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、附属図書館、同各分館、病院、各学内共同教育研究施設等、国立大学法人東北大学組織運営規程第21条に規定する特定事業組織、高等研究機構、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構、東北メディカル・メガバンク機構、イノベーション戦略推進本部、国際連携推進機構、学位プログラム推進機構、本部事務機構の部又は課及び監査室をいう。

不当な差別的取扱いの禁止
第3条 職員は、その職務の遂行上、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 2 不当な差別的取扱いについての基本的な考え方及び職員が留意すべき事項については、別に定める。
合理的配慮の提供
第4条 職員は、その職務の遂行上、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。 2 合理的配慮の基本的な考え方及び職員が留意すべき事項については、別に定める。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進体制

障害者差別解消推進最高管理責任者
第5条 本学に、障害を理由とする差別の解消(以下「 障害者差別解消 」という。)の推進に関し、最終責任を負うものとして障害者差別解消推進最高管理責任者(以下「 最高管理責任者 」という。)を置き、総長をもって充てる。 2 最高管理責任者は、障害者差別解消の推進に関し、障害者差別解消推進総括監督責任者及び障害者差別解消推進監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行えるよう必要な措置を講じるものとする。

障害者差別解消推進総括監督責任者
第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、障害者差別解消の推進に関する事務を総括させるため、障害者差別解消推進総括監督責任者(以下「 総括監督責任者 」という。)を置く。 2 総括監督責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。 3 総括監督責任者は、本学全体における障害者差別解消の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

障害者差別解消推進監督責任者
第7条 部局に、当該部局における障害者差別解消の推進を行わせるため、障害者差別解消推進監督責任者(以下「 監督責任者 」という。)を置き、部局長(以下「 部局長 」という。)をもって充てる。 2 監督責任者は、当該部局における障害者差別解消の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

障害者差別解消推進監督者
第8条 部局に、障害者差別解消推進監督者(以下「 監督者 」という。)を置き、部局長が指名する職員をもって充てる。 2 監督者は、監督責任者を補佐し、次に掲げる事項に留意し、障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう職員を監督し、かつ、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。 一 日常の業務を通じた指導等により、障害者差別解消に関し、職員の注意を喚起し、障害者差別解消に関する認識を深めさせること。 二 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。 3 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

第3章 障害者差別解消推進委員会

障害者差別解消推進委員会
第9条 本学に、障害者差別解消推進委員会(以下「 委員会 」という。)を置く。
所掌事項
第10条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。 一 障害者差別解消の推進についての企画立案及び実施に関すること。 二 部局における障害者差別解消に関し、必要に応じて助言又は勧告等を行うこと。 三 第17条に規定する全学相談窓口の運営等に関すること。 四 障害を理由とする差別に係る問題の解決に関すること。 五 その他障害者差別解消の推進に関すること。
組織
第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 一 総括監督責任者 二 総長が指名する理事又は副学長 若干人 三 総務企画部長、人事企画部長、教育・学生支援部長、財務部長及び施設部長 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人
委員長及び副委員長

第12条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は総括監督責任者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。 2 委員長は、委員会の会務を総理する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
--

委 嘱
第13条 第 1 1 条第 4 号に掲げる委員は、総長が委嘱する。
任 期
第14条 第 1 1 条第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前項の委員は、再任されることができる。
委員以外の者の出席
第15条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
専門委員会
第16条 特定の事項を検討させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。 2 専門委員会について必要な事項は、別に定める。

第 4 章 相談体制
全学相談窓口
第17条 本学に、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、全学相談窓口を設け、全学相談員を置く。 2 全学相談員は、総括監督責任者の指名により、総長が委嘱する。
部局相談窓口
第18条 部局に、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、部局相談窓口を設け、部局相談員を置く。ただし、部局の事情を勘案し、総括監督責任者の定めるところにより、複数の部局が合同で部局相談窓口を設置することができる。 2 部局相談員は、当該部局長が委嘱する。 3 部局相談窓口の運営等に関し必要な事項は、当該部局長がこれを定める。
相談及び問題解決の手続
第19条 障害者差別解消に関する相談及び問題解決の手続については、別に定める。
不利益取扱いの禁止
第20条 職員は、障害を理由とする差別に関する相談に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

第 5 章 教育研修
教育研修
第21条 総括監督責任者は、障害者差別解消の推進を図るため、職員に対し、障害特性を理解した上で障害者へ適切に対応するための必要な教育研修及び啓発活動を行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、総括監督責任者は、新たに職員となった者に対し、障害を理由とする差別に関する基本的な事項及び職員が留意すべき事項について理解させるための研修を行うものとする。 3 前二項に定めるもののほか、総括監督責任者は、新たに監督者となった職員に対し、障害者差別解消等に関し求められる責務及び役割について理解させるための研修を行うものとする。
第 6 章 雑則
事 務
第22条 障害者差別解消の推進に関する事務は、人事企画部において処理する。
雑 則
第23条 この規程に定めるもののほか、障害者差別解消の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的考え方及び留意事項

平成 2 8 年 3 月 2 3 日
理事(人事労務・環境安全担当)裁定

国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(以下「規程」という。)第 3 条及び第 4 条に定める基本的な考え方及び留意すべき事項は、以下のとおりとする。

第 1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方(第 3 条第 2 項関係)
規程は、職員が、障害者に対して、不当な差別的取扱い、すなわち、正当な理由なく、障害を理由として教育研究その他国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)が行う活動全般に参加する障害者に機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所若しくは時間帯などを制限すること若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。 ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いではない。 このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる教育研究その他本学が行う活動全般について、本質的に関係する諸事情が同じ場合に、障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第 2 正当な理由の判断の視点(第 3 条第 2 項関係)
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、教育研究その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。本学においては、正当な理由に相当するか否かについて、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育研究その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、過重な負担を求めるものではなく、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

第 3 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(第 3 条第 2 項関係)
第 1 及び第 2 で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。 なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。 ○ 障害があることを理由に窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。 ○ 障害があることを理由に資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。 ○ 職務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来学の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりすること。 ○ 障害があることを理由に本学への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むこと。 ○ 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。 ○ 障害があるために必要な情報保障手段(ノートテイクや手話通訳など)を用いることを拒否すること。 ○ 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に成績・評価に差をつけること。

第 4 合理的配慮の基本的な考え方(第 4 条第 2 項関係)

- 1 合理的配慮は、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 2 障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるとの考え方を踏まえ、合理的配慮は、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でなく、教育研究その他本学が行う活動の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。
- 3 合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。
また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 4 規程第 4 条の「意思の表明」については、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

第 5 過重な負担の基本的な考え方(第 4 条第 2 項関係)

- 過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 一 教育研究その他本学が行う活動への影響の程度(その目的、内容、機能を損なうか否か)
- 二 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 三 費用・負担の程度
- 四 本学の規模、財政・財務状況

第 6 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第 4 条第 2 項関係)

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、第 4 で示したとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、第 5 で示した過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

物理的環境への配慮の具体例

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、案内する者の位置について、障害者の希望を聞いたりすること。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場等の座席位置を扉付近にすること。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図ること。
- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室等に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を活用すること。
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕等の情報を補いながら用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、必要に応じて職員等が書類の代筆を行うこと。
- 聞き取りに困難のある学生等に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。
- 会議の進行に当たっては、ゆっくり、丁寧な進行を心がけ、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行うこと。

ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。
- 入学試験や定期試験等において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入りに近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、職員等を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認めること。

第7 本学の職員に対する障害を理由とする差別を解消するための措置

以上に定めるもののほか、本学が、事業主としての立場で職員に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第36条第1項及び第36条の5に基づき厚生労働省が定める各指針を踏まえて対応するものとする。

第8 東北大学病院の患者その他の利用者に対する障害を理由とする差別を解消するための措置

以上に定めるもののほか、東北大学病院の患者その他の利用者に対する障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン(厚生労働省)に準じて対応する。

第9 その他各部局における障害を理由とする差別を解消するための措置

以上に定めるもののほか、部局の長は、必要に応じて障害を理由とする差別を解消するための措置を別に定めるものとする。

関連情報

○障害者差別解消法について

内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進」

※ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

○障害のある学生の支援に関する全国協議会

全国高等教育障害学生支援協議会

※ <http://ahead-japan.org/>

○障害のある学生に関する情報

全国障害学生支援センター

※ <http://www.nscsd.jp/>

○障害のある方の就職情報

サーナワークス研究所

※ <http://www.sanawi.co.jp/>

学内の相談窓口

○東北大学学生相談・特別支援センター

※ <http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>

○東北大学保健管理センター

※ <http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/>

○東北大学学習支援センター

※ <http://sla.cls.ihe.tohoku.ac.jp/>

○東北大学キャリア支援センター

※ <http://www.career.he.tohoku.ac.jp/>